

岩手県告示第100号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（平成27年岩手県告示第985号）で公示した公共測量を終了した旨盛岡地方法務局長から次のとおり通知があった。

平成29年2月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 大船渡市大船渡町地区
- 2 実施した期間 平成27年11月28日から平成28年1月22日まで
- 3 実施した公共測量の種類 公共測量（基準点測量）